

第1章 看護職の養成に関わる現状と課題について

1 川崎市立看護大学における看護職の養成

(1) 設置の趣旨

- 看護基礎教育における教育の質を高め、医療機関はもとより地域の様々な場で活躍することができ、地域包括ケアシステムに資する人材を養成し、地域社会における健康と福祉の向上に寄与する。

(2) 教育理念

- 社会で生活する人々に対する理解を深め、豊かな人間性と幅広い視野を持ち、科学的根拠と倫理観に基づいて思考し、問題に対応するための看護実践力を通し、地域社会における健康と福祉の向上に貢献できる人材（地域包括ケアシステムに資する人材）を育成する。

(3) 大学の特色

- 様々な看護ニーズに対応できる高度専門職業人養成機能
- 地域の生涯学習機会の拠点機能 ・地域での活動など社会貢献機能

(4) 学部等の概要

- 学部・学科の名称 看護学部看護学科（修業年限4年）
- 入学定員／収容定員 100人／400人
- 学位又は称号 学士（看護学）
- 教育課程 講義68科目／演習28科目／実験・実習23科目
- 取得できる資格 看護師国家試験受験資格
保健師国家試験受験資格（選択者のみ）

2 看護系大学院の設置状況

(1) 看護系大学院数及び定員等

- 大学院数 修士課程 197大学（R4.4現在、10年間で約1.41倍に増加）
博士課程 108大学（R4.4現在、10年間で約1.57倍に増加）
- 定員充足率 108.7%（R3年度の入学者数を把握できた公立43大学）

(2) 公立看護系大学における大学院開設状況

- 公立看護系大学50大学のうち46大学が大学院を開設（R4.4現在）

3 高度実践看護職の育成に関する社会的な背景と課題

(1) 社会保障を支える人材を取り巻く状況

<現状>

- 要介護者の増加等に伴った医療と介護の複合ニーズを持つ方の増加等により、保健・医療・介護・社会福祉サービスニーズの変化、複雑化等が見込まれている。
- 生活習慣病の予防やこころの健康を守るための取組の必要性が高まっている。

<課題>

- 保健医療・福祉サービスを担う施設等の効率的で質の高いサービス提供や地域内の多様な主体の活躍、多職種連携、専門職のより高い専門性の発揮に向けた仕組みづくりが必要
- 生活習慣病や新興感染症など健康危機管理、産業保健の強化への対応が必要
- 少子化時代におけるリプロダクティブ・ヘルスへの対応の必要性が高まっている。
- 就労や生活環境の悪化によるこころの健康への影響などを踏まえた看護職の活躍が期待されている。

(2) 高度実践看護職の確保・育成の取組状況

<現状>

- 診療報酬上での看護職の専門性の評価や法に定められた特定行為研修の実施、看
看護のケアの広がりや質の向上を目指した専門看護師制度が推進されるなど、より専門性の高い看護職の養成が進められている。

<課題>

- 介護・障害福祉施設での看護職の確保や訪問看護事業所の機能強化に向けた看護職の育成、特定行為研修修了者・専門看護師のさらなる確保・育成が必要
- 医療機関や医療・介護現場などで活躍できる看護職の確保・養成に取り組む必要

(3) 看護職の需給状況・就業状況 [参考]

<現状>

- 看護職の就業者数は増加し、有効求人倍率も未だ高い水準にある。
- 令和22(2040)年の保健、医療、福祉分野就業者は約96万人の不足が見込まれる。
- 保健師は介護保険施設等の増加が顕著で、助産師・看護師は、医療機関、介護保険施設等、社会福祉施設等、保健所・地方自治体の就業者数が増加し、活躍の場がより一層幅広くなっている。

1 設置の趣旨・目的

- 要介護者の増加に伴い、医療と介護の複合ニーズを持つ方やリロケーションダメージへの対応が必要となるなど、今後、より一層、地域における保健、医療、介護、社会福祉サービスのニーズが増加、変化、複雑化していくことが見込まれている。
- 地域包括ケアシステムを持続可能なものとしていくためには、こころの健康や予防の視点を含め、関係機関をはじめ、医療機関や施設など地域で活躍する看護職が、より高い専門性を発揮するとともに、看護の質の向上に向け地域を牽引していく必要がある。
- また看護学そのものを発展させ、より質の高い効率的な看護を目指すための人材、所属する施設、機関、組織などにおいてリーダーとなり、幅広い見識のもと地域包括ケアシステムを推進する人材が必要となっている。
- 大学院においては、より高度な専門性と実践力を有する看護職、国際的にも活躍する教育・研究者、所属する施設等において地域包括ケアシステムの推進役となる人材や少子化の時代における思春期及び妊娠期から老年期までのリプロダクティブ・ヘルスを支援する人材を養成し、地域包括ケアシステムをより実効性のあるものとしていくことでその役割を果たし、地域社会における健康と福祉の向上並びに看護学の発展に寄与することを使命とする。

2 教育理念・教育目標

- 地域包括ケアシステムをより実効性のあるものとしていくためには、看護職をはじめとする専門職や医療、看護、介護、福祉、生活支援等の関係者一人ひとりが、社会に求められるコンピテンシー（優れた成果を創出する個人の能力・行動特性）に基づく知識・態度・判断力・実践力を身に付けそれを発揮するとともに、広い見識のもと多職種と連携していく必要がある。
- そのため大学院では、次のような人材を養成していくこととする。
 - ・より高度な専門性と実践力を有し、看護の質の向上に向け地域を牽引する看護職
 - ・看護学の発展に寄与し、国内外で活躍する教育・研究者
 - ・所属する施設等において地域包括ケアシステムの推進役となる人材
 - ・少子化の時代において思春期及び妊娠期から老年期までのリプロダクティブ・ヘルスを支援できる助産師

3 特色ある大学院づくり

- 地域で活躍する社会人がさらなる専門性習得のため働きながら通うことも想定し、次のような修学・教育体制や最寄り駅から徒歩圏内で通える利便性の良いサテライト・キャンパスの整備を検討する。
 - ・平日夜間帯や土曜日などを活用した授業（講義、演習）の実施
 - ・通信技術を用いた遠隔（オンライン）授業の実施
 - ・川崎駅近隣（民間ビル等）へのサテライト・キャンパスの整備
 - ・本市の地域特性を踏まえ、また人的・物的資源を活用した授業（講義、演習、実習）の実施
 - ・本市関連施設又は部署と連携した研究活動の実施及び市が保有する様々なデータを活用した研究の推進
 - ・学部と大学院の連携により長期的なキャリア形成を実現できる教育体制
 - ・大学院の授業に関わる教職員の柔軟で効率的な勤務体制 など

4 カリキュラムの検討に向けた方向性、養成コース等

- 大学院研究科には次の2つの専攻を設置
 - ・博士前期課程（修士）に、より専門的かつ実践できる看護職の確保・育成や看護職の専門性の向上等に資する「(仮称)基盤看護学専攻」
 - ・地域内の多様な主体の活躍・多職種連携や医療機関又は地域の医療・介護現場などで活躍できる看護職の確保・養成等に資する「(仮称)地域包括ケア専攻」
- 2つの専攻には、それぞれ複数の研究分野を配置（必須の履修分野以外は、院生が専門資格や就業状況などを踏まえ選択）
- 前記とは別に、リプロダクティブ・ヘルス支援のため助産師専攻を設置
- 研究分野のうち「感染看護学」「家族看護学」「クリティカルケア」「精神看護学」及び「地域・在宅看護学」は、希望により専門看護師教育課程（日本看護協会）及び法に定める特定行為研修課程を含めた養成コースの選択を可能とする。

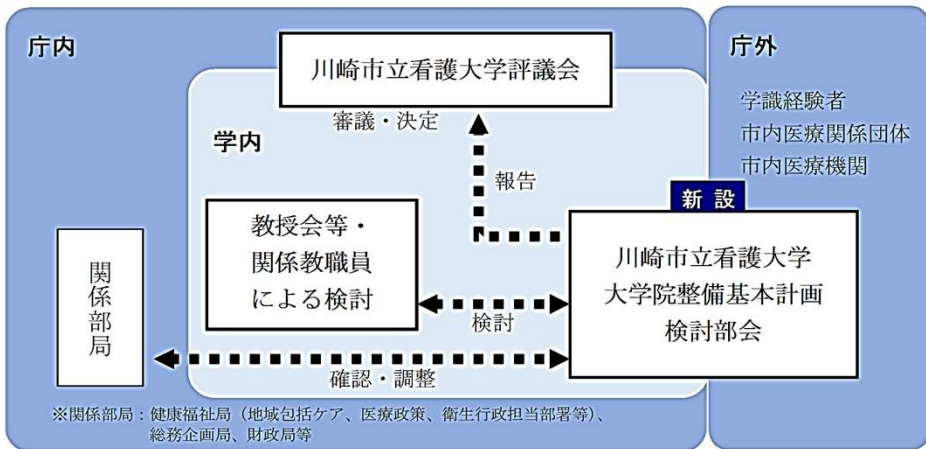
専攻名	研究コース名	修業年限	定員
基盤看護学	看護援助学 看護マネジメント学 感染看護学 家族看護学	博士前期課程 2年 (修士)	15名/年
	小児看護学 成人看護学 クリティカルケア 老年看護学 公衆衛生看護学 保健医療経営 精神看護学 地域・在宅看護学		
地域包括ケア		博士後期課程 3年	5名/年
助産師	助産学	修士課程 2年	3名/年

第3章 検討経過及び今後のスケジュールについて

1 基本計画の策定経過

○大学院（研究科）の設置は、川崎市立看護大学評議会の審議事項となり、本計画は当該評議会の下に設置した検討部会において検討を重ねとりまとめ、評議会において審議してきた。

<検討体制>



<評議会及び検討部会の開催状況>

開催日時	会議名称	審議事項等
令和5年 2月2・3日 (書面開催)	評議会	・大学院設置の必要性を確認 ・部会設置を決定 ・基本計画記載項目を確認
2月14日	第1回 検討部会	・看護職の養成に関わる現状と課題を確認 ・外部有識者から意見聴取
3月28日	第2回 検討部会	・大学院の教育理念及び養成コースの方向性について意見交換
4月18日	第3回 検討部会	・「基本計画(案)」案を確認
5月11日	評議会	・「基本計画(案)」の最終確認
5月19日	川崎市政策 ・調整会議	・「基本計画(案)」の決定

2 今後のスケジュール

○基本計画策定後、令和5(2023)年度は、研究科における課題、コース、定員など、大学院設置に向けた詳細な検討を行い、文部科学省への設置認可申請を進める。

○令和6(2024)年度は、サテライトキャンパスや設備・備品等の整備を進め、令和7(2025)年4月の大学院開設を目指す。

	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
申請	3月末まで 大学院設置認可申請	文部科学省への 助産師教育機関申請 厚生労働省への特定 行為研修機関指定申請 日本看護協会への専門 看護師教育機関申請
条例・ 規則		大学院設置 条例の検討 ●設置条例 議案提出
カリキュ ラム関連	研究科における課程、コース、 カリキュラム、定員等の検討	
教員関連	教員公募	
学生募集 のスケ ジュール	ニーズ調査の実施 (社会的な要請、学生確保の見通しなど)	院生募集
施設改修 関連	サテライト施設設置場所 及び設備等の検討	サテライトキャンパスの整備 (改修工事)、必要な設備・ 備品等の整備